

老齡基礎年金受給額算出表

令和7年度	829,300	保険料納付時期間		月額		年間額への反映割合		825,629	
		468		468		468			
		平成29年3月以降(左記年々以降の保険料免除期間については国庫負担割合が1/2)の月割分		平成29年4月以降(左記年々以降の保険料免除期間については国庫負担割合が1/2)の月割分		平成29年4月以降(左記年々以降の保険料免除期間については国庫負担割合が1/2)の月割分			
保険料免除期間		月額	年間額への反映割合	月額	年間額への反映割合	月額	年間額への反映割合	月額	年間額への反映割合
		*1 国庫負担割合が1/2あり	国庫負担割合が1/2あり	*2 国庫負担割合が1/2あり	国庫負担割合が1/2あり	*2 国庫負担割合が1/2あり	国庫負担割合が1/2あり		
1/4免除期間		5/6	1/2			7/8	3/8		
1/2免除期間		2/3	1/3			9/4	5/4		
3/4免除期間		1/2	1/6			5/8	1/8		
全額免除期間※4		1/3	1/3			1/2			

➤ C2欄の場合、各年度の老齢基礎年金の満額支給の場合の年金額をご入力下さい。プルダウンメニューを設定していますので、ご選択下さい。

02期に 入 力 す べ き 額	831,700	昭和31年4月2日以後生まれの場合は左記の額をご選択下さい
	829,300	昭和31年4月1日以前生まれの場合は左記の額をご選択下さい

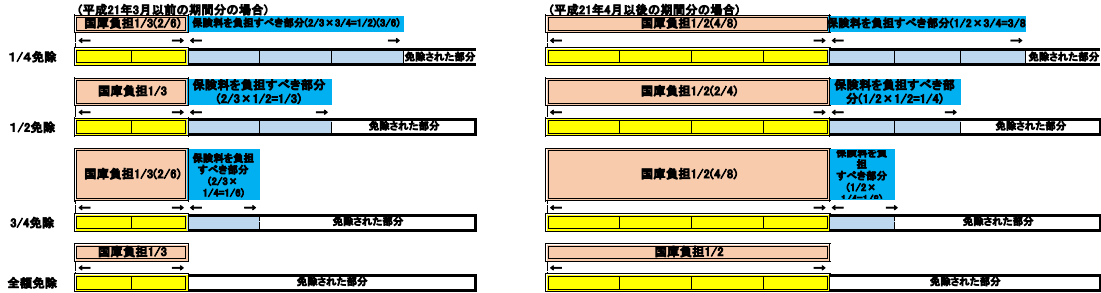
ご自身の年金記録をご入力下さい

＜年金額への反映割合の算出根拠＞

➤年金額に反映される部分(国庫負担がある場合)

➤年金額に反映される部分(国庫負担がない場合)

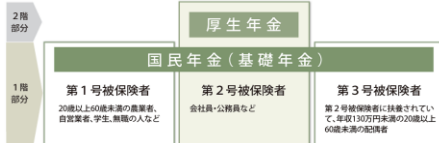
(注) ▶当該部分を納付しなければ、免除された部分も含めて1/2(or 2/3)全体が「未納」になって、当然、国庫負担もなくなってしまい、さらに老齢基礎年金の受給資格期間にも算入できなくなってしまいます。



※3 国庫負担割合の取扱いについては、国庫負担の対象となれば被保険者期間の月数に1年(480か月)※4があるため、それを超過した月数については国庫負担がないからです。従って、当該超過した月数の中に1/2(or 1/3)免除がある場合は、国庫負担の割合を全て免除(2/3)免除と(差し引いて)、自己負担すべき割合を1/2(or 2/3)の免除で減らされれば合計(つまり、負担した部分)は、1/4免除であれば3/4は負担することになります)を乗じたものが老齢基礎年金の額への反映割合となるわけですから。

※4 保険料全額免除期間の月数には、「年金付特例」や「納付猶予(令和12年6月までの時限増額期)」の規定によって保険料が免除された期間の月数は含まれませんので、ご注意下さい。そして、当該期間の月数は老齢基礎年金の受給資格期間には算入されるものの、当該保険料を「遺族(老齢基礎年金)の受給資格になる前であれば、専ら大卒の承認を受けて、当該承認日の属する前月10日以内の保険料免除制度等」に係る保険料の全部又は一部につき返金及納付できるもの」しない限りは、老齢基礎年金の額には反映されません。なお、右下にある資料(PDF添付)をご参照下さい。特に、「未納」についてはご留意下さい。

国庫負担の対人老齢年金の平均月額の上昇が480か月とされているが、例外として、昭和16年4月1日に出生した者については、14年可能年数12月が上限とされている。右にあげた5年給付の経過措置（令和7年度）(PDF添付)（厚生労働省ホームページより引用）の中に記載されている「老齢年金年数」内「14年可能年数」を二重線で示した。これは、「国民年金法」が改正した昭和16年4月1日の全面的な施行となつた昭和39年4月1日時点、昭和16年4月1日に出生した者は既に20歳に達しており、例えば、昭和16年4月1日生まれの者が昭和39年3月31日に20歳に達した。この方が昭和36年4月から60歳に達する日の直前の月（昭和36年）まで平均13年2月まで仮に保険料を納付したとすると、39年11月（昭和47年）4月以降に給付することができ、40年（昭和48年）4月以降のことが不可能であることから、この者も昭和16年4月2日か昭和16年4月1日までの間に生まれた者については、39年（昭和48年）4月の保険料納付済期間があるため、老齢年金月額が満額支給されることになっている。



第2号被保険者は20歳前であっても60歳以上であっても、第2号被保険者となりますが、ただ、20歳前及び60歳以上の期間は「合算対象期間」(別シートご参照下さい)と言って、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されませんが、老齢基礎年金の額の計算の基礎とはされない期間となります。

※ いずれも、日本年金機構ホームページより引用

